

令和6年度秋田県動物愛護推進協議会 議事録（要旨）

1 開催日時

令和6年6月3日（月） 13:00～14:00

2 開催場所

秋田県動物愛護センター 機能訓練室

3 出席者

委員8名中5名出席

4 事務局

秋田県生活環境部生活衛生課

5 議事等

（1）議長選任

議長は会長である秋田県動物愛護センター所長が務めた。

（秋田県動物愛護推進協議会設置要綱第6による）

（2）秋田県動物愛護管理業務の実施状況について

事務局から、「資料6：動物愛護管理業務の進捗状況について」により、秋田県動物愛護管理業務の実施状況について説明。

【委員からの主な意見等と事務局からの回答】

（委員）「クラウドファンディング型ふるさと納税により県内動物愛護団体と協働して寄付金を募集する」とはどのような事業で、どのように愛護団体と関わるものなのか。どのような面を愛護団体が担うのか。

（事務局）「殺処分減少」につながるような動物愛護団体の活動に対してそれぞれの特徴を宣伝し、それに対してふるさと納税で寄付を募る。寄付金は県に納められた後、愛護団体へ支援（補助金）として全額交付する。今年度は「いぬ・ねこネットワーク秋田」と「ONE FOR AKITA」の2団体の応募がある。株式会社トラストバンクが運営するふるさとチョイスというサイトを利用して寄付を募る。サイト利用に係る事務経費は県が支払う。団体はHP掲載案の作成に関わる。また、実績報告を県に対して行う。多くは中核市を中心とした市で実施されている取り組みである。今年度は7月開始予定。返礼品がないので、自分が住んでいる場所（秋田県）に対しても税控除が受けられる。

(委員) どのような愛護団体が応募対象となるのか。

(事務局) 補助対象は、どのような動物愛護活動をされているのか書類で提出できる団体とした。これは、当事業では、活動資金の運用について確実に管理していただく必要とそれと同時に事業報告を正確に提出していただく必要があるためである。また、活動内容は一般の方の心に響く、理解しやすい内容である必要があると考えた。動物福祉系でも内容によっては県民の方から、活動を支援していただけると思う。

(委員) 単年度会計か。

(事務局) 県の会計が単年度会計になっている。

(委員) 命の教室の項目で「モデル犬など参加動物のストレス軽減」のため「モデル犬の同伴無し」とあるが、犬の参加はないということか。

(事務局) 以前は命の教室にパートナー犬と共に参加しており、開催場所への長距離移動等はパートナー犬にストレスがかかっていたのではないかと考えている。推進員が飼い犬を同伴して参加する等、犬への負担が少ない参加方法を検討している。

(委員) 当協会の推進員も是非協力したい。

(事務局) 学校の方でも、ワンちゃんがいた方がいいなというところもあるが、いなくても大丈夫なカリキュラムも考え、要望に沿った方法をとって参りたい。ただ、今回の推進計画が定められたときに、「生体の負担がない」というところが文言として入っている。生体を使わないというのは、一律で使わないということではなく、その場面場面で動物に負担がかかる場合があるため、できるだけ生体を使わない方がよいという流れになっていると認識している。今後も動物愛護センターのやり方と希望を合わせながら進めていきたい。

その他、会長から飼養管理システム（電子カルテ）や掃除ロボットが導入されたとの情報提供があった。

(2) 秋田県動物愛護推進員の活動について

事務局から、「資料5：令和5年度秋田県動物愛護推進員の活動状況について」により秋田県動物愛護推進員の活動について説明。

【委員からの主な意見等と事務局からの回答】

(委員) 推進員の活動報告について、個人としての活動も報告に含めてよいか。

(事務局) どのような活動をされているか私たちも把握したいので、該当するものは含めて報告願う。

(3) その他について

(事務局) 動物取扱業について、昨年 11 月に一斉調査があったこともあり、動物取扱業について注目されるところかと思う。愛護センター中心に改正動物愛護法の完全施行になるのに併せて動物取扱業の立ち入り・調査について今年度は強化の体制になっているところかと思う。

6 閉会